

# 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP) 第6回TPP委員会の機会における閣僚共同声明(仮訳)

2022年10月8日、豪州、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムを代表する閣僚及び上級職員は、議長国であるシンガポール主催の下、第6回TPP委員会会合のためにシンガポールに会した。パンデミック発生以来、初めて対面での開催となった本機会は、大いに価値のあるものであり、CPTPP参加国にとって重要な論点について素晴らしい議論を行う場となった。新型コロナウイルス感染症からの経済回復を背景にした、この一年の本協定実施の進展を再確認するとともに、世界経済に対する協定の顕著な貢献及び複数のエコノミーからCPTPPへの加入の関心が示されたことを歓迎する。また、特に以下の分野での連携を深化させる我々のコミットメントを再確認した。

## 協定の締結

我々は、2022年9月30日にマレーシアが関係国内法上の手続を完了したと通報したことを受けて、2022年11月29日に本協定がマレーシアについて発効する運びになったことに喜びを表明する。我々は、マレーシアが9番目の締約国としてCPTPPに加わることは、経済統合を更に深化させ、協定が適用される経済的な範囲が拡大し、締約国がCPTPPから得る相互利益を高めると固く信じている。本協定が可及的速やかに全署名国について発効するよう、我々は、残る署名国が国内手続を完了させる努力を強化することを促す。

## CPTPPの実施と見直しの進捗

我々は、協定の実施が引き続き強化されていることを心強く思うとともに、本委員会会合に先立ち、オンライン形式で開催した13の補助機関による取組を歓迎する<sup>1</sup>。特に電子商取引と自由職業サービスの分野における進展を喜ばしく思う。本年、電子商取引小委員会の第1回会合を開催した。この会合での議論に基づき、シンガポールは参加国と協議の上、CPTPP電子商取引章の規定を実施するために、CPTPP参加国が採用している国内法令を検証する調査を外部調査機関に委託した。本調査を踏まえ、我々は、デジタル貿易を促進するために、現行の法律及び規制をどのように更に見直すことができるかにつき、検討を行い得る。さらに、自由職業サービス作業部会における、自由職業サービスに対する相互承認協定又は取決め(MRA)に関するガイドラインの採択を歓迎する。このガイドラインは、その管轄する自由職業サービスの相互承認交渉を行う政府、関係機関、当局又はその他の主体に対して、実践的なガイダンスを与えるものである。我々は、CPTPPの実施に関する継続的な進展を期待する。

---

<sup>1</sup> 電子商取引、衛生植物検疫措置、物品貿易、農業貿易、原産地規則等、繊維・繊維製品貿易、貿易の技術的障害、金融サービス、環境、協力・能力開発、競争力・ビジネスの円滑化、中小企業及び規制の整合性、国有企業及び指定独占企業に関する小委員会、専門サービス作業部会が、本協定のそれぞれ関係する章の下で生じる事項について検討するため、オンライン形式で会議を行った。

## 協定発効後3年目の見直し

我々は、本協定第27・2条1(b)<sup>2</sup>に従い、CPTPPの3年目の見直しの作業が開始されたことを喜ばしく思う。この見直しは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックから引き起こされた未曾有の事態のため、昨年は実施が保留された。我々は、貿易及び投資の流れにおける企業、労働者及び消費者への便益に焦点を当て、協定の影響について実施された分析研究を歓迎する。我々は、10月5日から6日にかけてシンガポールで開催された協定発効後3年目の見直し研究会議での議論に留意する。当該会議においては、登壇者及び専門家が、CPTPPが貿易に与える影響、並びに参加国の企業、労働者並びに女性、先住民及び中小企業を含む全てのコミュニティの利益を最大化するための協定実施の方向性についての見識を共有した。この目的を達成するために、CPTPP参加国は、今後、CPTPPに適用し得る分野を探求するため、また、協定が参加国の貿易及び投資の優先事項と関連し続けていることを保障するため、分析作業で得られた知見を考慮することができる。

## 協定発効後4年目のサプライチェーン・レビュー

CPTPPは、我々の経済関係を深め、パンデミックの影響を受けたサプライチェーンの強靱化など、地域に関係する重要な貿易事項に関与を可能にする。この点で、我々は、競争力・ビジネスの円滑化に関する小委員会が、協定発効後4年目のサプライチェーン・レビュー<sup>3</sup>のために、CPTPPがサプライチェーンに及ぼす影響の実証分析に乗り出したことを喜ばしく思う。これは、我々のサプライチェーンの運用を改善する方法の理解を助け、我々のネットワークを発展させるものである。また、サプライチェーンの脆弱性を軽減し、グローバル・サプライチェーンへの中小企業の統合を促進するための危機管理メカニズムに関する専門知識を引き続き構築していく。

## 協定の前進に向けた重要性を増す分野での協力

我々は、CPTPPを前進させるという我々のコミットメントを示し、デジタル経済及びグリーン経済における新たな協力の分野を探求し続ける。

我々は、デジタル経済の面で、2022年6月29日と30日にシンガポールが開催し、デジタル貿易の促進、新興技術及びデータに関するプレゼンテーションに特徴付けた電子商取引ワークショップにおける議論を喜ばしく思う。同様に、データドリブン・ツールにおける協力は、CPTPP参加国間の貿易を更に発展させることができる。我々は、この分野に

---

<sup>2</sup> 本協定第27・2条1(b)は、TPP委員会がCPTPP発効日から3年以内に締約国間の経済上の関係や連携を見直し、その後少なくとも5年ごとに見直すことを定めている。

<sup>3</sup> 本協定第22・3条5により、競争力・ビジネス円滑化小委員会は、協定発効後4年目に、CPTPPが自由貿易地域におけるサプライチェーンの発展、強化及び運用をどの程度円滑にしたかに関する検討を開始することが義務付けられている。

おける有用なルールを作るというCPTPPの役割を支持し、デジタル分野での更なる協力を進めることに貢献していく。

グリーン経済に関して、貿易と環境との間の結び付きが強まっていることは、環境に関する物品及びサービスの貿易を支援するというCPTPPの役割並びに、気候変動に対処する地域的な取組を支援するためにCPTPPが提供する機会を強調してきた。このため、我々は、CPTPPの環境章の下で行われる、キャパシティ・ビルディング及び協力の取組を全面的に支持する。我々は、2022年8月17日にシンガポールが開催したグリーン経済ウェビナーでの議論を歓迎する。同ウェビナーにおいて、参加者はカーボンプライシング及び炭素市場の導入及び拡大、低炭素エネルギーの未来への移行、並びに気候変動への対応における貿易政策の役割について意見交換を行った。我々は、CPTPPを通じた、環境に関する物品及びサービス並びに技術の貿易及び投資を促進する更なる努力並びにあり得るイニシアティブの今後の発展に寄与することを期待する。

### 世界経済の回復を支えるCPTPPの役割

国際通貨基金(IMF)及び世界銀行は、不確実性を増す地球環境を背景に、商品及びエネルギー価格の上昇、インフレ圧力並びにサプライチェーンの混乱の中、世界経済の成長予測を引き下げた。この点に関し、我々は、CPTPPにおける我々の強力なパートナーシップを活用し、貿易及び投資の流れを可能にする環境を醸成するための具体的方法を探求するとコミットメントを再確認する。我々は、経済安全保障を維持していくことの重要性を強調し、保護主義及び不当な貿易制限措置の使用に対抗するための協力を一層強化することを決意する。また、我々は、新型コロナウイルス感染症に取り組むために考案された緊急措置が、対象が特定され、均衡がとれた、透明かつ一時的な、世界貿易機関(WTO)のルールと整合的なものであることを確保することを求める。我々は、経済的威圧に対抗するツールであるものを含め、WTOを中核とする、ルールに基づく多角的貿易体制を支持し、支援するという我々の強いコミットメントを再確認する。それとともに、我々は国際貿易ルールと整合的であり、かつ、それを支援する方法で必要不可欠な物品及びサービスの流通を促進するための継続的なコミットメントに対する決意を維持する。

我々は、これまで以上に、女性、先住民及び中小企業を含む全ての対象のために貿易が機能することを確保しなければならない。我々は、食料不安及びワクチンへのアクセスに取り組むWTOの緊急事態対応、並びに漁業補助金協定及び電子的送信に対する関税に関するモラトリアムの延長といった主要なコミットメントを含む、本年6月の第12回WTO閣僚会議の重要な成果を称賛する。我々は、特に、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全かつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論することを含むWTO改革へのコミットメントと同様に、共同声明イニシアティブが、サービス国内規制、電子商取引及び投資円滑化等の分野における進展を喜ばしく思う。我々は、これらの成果に関する継続的な進展を推進し、我々の国民及び企業の利益のための具体的な経済回復策を進めていく。

## ハイスタンダードを促進するためのCPTPPの拡大

我々は、英国の現在進行中の加入プロセスの進展を歓迎し、このプロセスを通じてCPTPPのハイスタンダードが維持されることを確保することを決意する。我々は、本協定の全ての義務の遵守を確保するためにこれまでに英国が行った努力を評価し、CPTPP参加国と英国双方のコミットメントによる、加入プロセスの更なる進展を期待する。この加入プロセスは、CPTPPにとって初めてであり、先例となるが、CPTPPのハイスタンダードなルール及び包括的な市場アクセスのコミットメントを維持し発展させること、並びにアジア太平洋地域及びそれを越えて、自由貿易、開かれた競争的市場、ルールに基づく貿易システム及び経済統合を更に促進するために重要であることに留意する。

我々は、CPTPPに加入を希望するエコノミーの関心が高まっていることに留意する。我々は、協定の開かれたアーキテクチャーを支持するに当たり、現在進行中の英国の加入プロセスについて熟考し、CPTPPの拡大について意見交換を継続する。また、我々は、後続の加入要請につき、CPTPP加入手続に従って対応する努力を継続し、加入要請エコノミーがCPTPPのハイスタンダードを満たせるか否かにつき、加入要請エコノミーの貿易面でのコミットメントに関する経験を考慮して、情報を得ることになる。我々は、協定の目的にコミットし、協定のハイスタンダードなルール及び包括的な市場アクセスのコミットメントを満たしかつ遵守することができ、また、貿易のコミットメントを遵守する行動を示してきたエコノミーによるCPTPPの拡大を支持することを再確認した。さらに、我々は、協定前文及び共同閣僚声明で確立されたCPTPPの精神及び原則を堅持することの重要性を確認する。

次回のTPP委員会の会合は、2023年にニュージーランドによって主催される予定である。